

小美玉市小学校統合準備委員会設置要綱

平成 27 年 7 月 1 日
教育委員会告示第 3 号

(設置)

第 1 条 小美玉市立小学校の統合を円滑に行うために必要な準備、検討及び調整を図るため、小美玉市立小学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を統合となる学校の組合せごとに設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 統合校の統合準備に関すること。
- (2) 統合校の建設に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、30 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 統合関係学校の保護者代表
- (2) 統合関係学校職員
- (3) 統合関係学校の通学区域の地域住民代表
- (4) 教育に関して識見を有する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、統合の日までとする。

- 2 教育委員会は、特定の地位又はその職（以下「地位等」という。）にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、当該地位等にある者を委員として委嘱する。
- 3 教育委員会は、前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。
- 4 委員は無報酬とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて委員長が召集し、議長となる。

- 2 会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、所掌事項の推進のため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、委員会の指示により、所掌事項に係る資料収集、相互間の連絡調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び結果を委員会へ報告するものとする。
- 3 専門部会は、別表に掲げる者で組織し、同表に掲げる事項について専門的に調査検討を行うものとする。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、専門部会の業務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 専門部会の会議は、部会長が召集し、議長となる。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を要請し、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

部会名	委員	検討事項
総務・通学部会	学校関係者職員 PTA代表 地域代表者	1. 学校名称、校則等（校章、校歌、校訓）、制服の有無、式典事業等に関すること 2. 通学体制（通学路、通学方法、安全対策、スクールバス等）に関すること 3. その他、総務・通学部会に属する事項
学校運営部会	学校関係者職員	1. 教育課程等、学校行事、児童会、交流学習等に関すること 2. 設備備品（学校備品、教材、図書等）、保存文書等の整理に関すること 3. 統合校への移転計画に関すること 4. その他、学校運営部会に属する事項
PTA部会	学校関係者職員 PTA代表	1. PTA組織運営（組織編制、規約、役員選出、運営計画）に関する事項 2. その他、PTA部会に属する事項